

守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会傍聴要領（案）

平成 28 年 月 日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会（以下、「運営者選考委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 運営者選考委員会を傍聴しようとする者は、運営者選考委員会当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、運営者選考委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他運営者選考委員会の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴人数の制限)

第4条 運営者選考委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 運営者選考委員会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 運営者選考委員会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他運営者選考委員会の秩序を乱し、又は運営者選考委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は運営者選考委員会の運営を妨げるおそれがあるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。